

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【条例改正内容】

出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の軽減措置について

国民健康保険法施行令の一部改正(令和6年1月1日施行)に伴い、出産被保険者に係る所得割保険税及び均等割保険税を軽減する。

【現状及び改正の趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、こども・子育て支援の拡充として、産前産後期間における国民健康保険税を免除し、その免除額を国・県・市で負担することとします。

【改正内容】

○対象

国保加入の出産被保険者（令和4年度実績29人）

○軽減割合

当該被保険者に係る所得割保険税及び均等割保険税

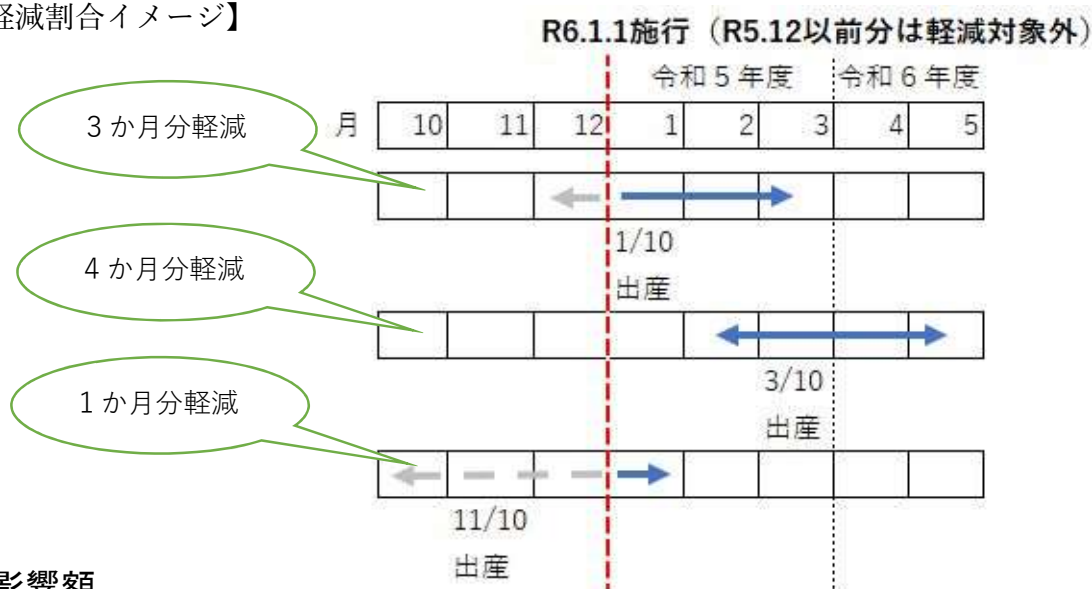
○期間

4か月分（出産の予定日が属する月の前月から、出産予定月の翌々月までの期間）

※多胎妊娠の場合は、6か月分

（出産の予定日が属する月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの期間）

【軽減割合イメージ】



○影響額

年間約80万円の保険税収減

○財政負担

国：1／2 県：1／4 市：1／4（約20万円）

○施行日

令和6年1月1日

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和5年第4回長久手市議会定例会への議案上程を予定。